

最低制限価格及び調査基準価格の算定式(令和4年4月)

注)赤字が今回の改定箇所である

1 最低制限価格の基礎額の算定式(建設工事)

上限:92%

(直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 一般管理費×0.68) × 1.03 × 1.10

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。

2 最低制限価格の基礎額の算定式(建設関連業務)

【測量】

上限:82%

(直接測量費×1.00 + 測量調査費×1.00 + 諸経費×0.48) × 1.07 × 1.10

【建設コンサルタント業務】

上限:80%

(直接人件費×1.00 + 直接経費×1.00 + その他原価×0.90 + 一般管理費等×0.48) × 1.02 × 1.10

【補償コンサルタント業務】

上限:80%

(直接人件費×1.00 + 直接経費×1.00 + その他原価×0.90 + 一般管理費等×0.45) × 1.02 × 1.10

【地質調査業務】

上限:85%

(直接調査費×1.00 + 間接調査費×0.90 + 解析等調査業務費×0.80 + 諸経費×0.48) × 1.07 × 1.10

【建築設計業務】

上限:80%

(直接人件費×1.00 + 特別経費×1.00 + 技術料等経費×0.60 + 諸経費×0.60) × 1.04 × 1.10

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。

3 最低制限価格の算定式

最低制限価格 = 基礎額 + ランダム加算値

ランダム加算値 = 基礎額 × 一定割合以下の無作為値

※低入札調査基準価格を算定する場合は、最低制限価格の算定式を準用する。

4 留意事項

- ・下記工事の基礎額については、以下の算定式を用いる。

【鋼橋架設工事】

上限:92%

$$([工場製作対象]+[架設工事対象]) \times \underline{1.03} \times 1.10$$

工場製作対象:直接工事費×0.97 + 間接労務費×0.90 + 工場管理費×0.90

架設工事対象:直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 一般管理費×0.68

【電気通信工事】

上限:92%

$$([工場製作対象]+[据付工事対象]) \times \underline{1.03} \times 1.10$$

工場製作対象:機器単体費×0.97

据付工事対象:直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 機器間接費×0.90 + 一般管理費×0.68

【機械設備工事】

上限:92%

$$([工場製作対象]+[据付工事対象]) \times \underline{1.03} \times 1.10$$

工場製作対象:直接製作費×0.97 + 間接労務費×0.90 + 工場管理費×0.90

据付工事対象:直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 据付間接費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 設計技術費×0.90
+ 一般管理費×0.68

【當繕工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)】

上限:92%

$$([直接工事費 \times 0.90] \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.90 + [直接工事費 \times 0.10 + 現場管理費] \times 0.90 + 一般管理費 \times \underline{0.68}) \times \underline{1.03}$$
$$\times 1.10$$

【當繕工事(昇降機設備工事、専門工事)】

上限:92%

$$([直接工事費 \times 0.80] \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.90 + [直接工事費 \times 0.20 + 現場管理費] \times 0.90 + 一般管理費 \times \underline{0.68}) \times \underline{1.03}$$
$$\times 1.10$$

【土地改良工事】

<建設工事>

上限:92%

$$(直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.90 + 現場管理費 \times 0.90 + 一般管理費 \times \underline{0.68} + 一括計上価格 \times 0.90) \times \underline{1.03}$$
$$\times 1.10$$

※農業農村整備事業の鋼橋製作架設工事(【鋼橋架設工事】を準用)、施設機械設備製作据付工事(【機械設備工事】を準用)、電気通信設備工事(【電気通信工事】を準用)においても、一括計上価格の取扱いは下線部と同じである。

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。